

令和6年度 事業計画

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

第一 基本方針

3年間のコロナ禍を乗り越えた令和5年度は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲等我が国経済に前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する絶好の機会と期待されていたが、現実には賃金の上昇が輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いつかず、個人消費や設備投資は力強さを欠いた。

このため、政府はデフレ脱却のための一時的措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため「デフレ完全脱却総合経済対策」を実行するなどした結果、我が国の経済は実質GDP成長率1.6%程度、名目GDP成長率5.5%程度、消費者物価は3.0%程度の上昇率になるものと見込まれている。

年が明けた令和6年の年頭に発生した能登半島地震は、直下型地震としては近年最大で、上下水道の損壊が大規模であったうえ、地理的地形的要因が復旧・復興の大きな妨げになっていると分析されている。能登半島地震の被災地の苦境は他人ごとではなく、改めて地理的地形的要因をも加味した地域防災対策の構築が求められる。

こうした状況を背景に、公益社団法人東広島法人会として12年目を迎える当法人会は、取り巻く社会環境の変化に的確に対応しつつ、「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織及び財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域社会の活性化に配慮しつつ、税や地域の経済・社会環境の整備改善に寄与する公益目的事業活動を積極的に展開する。

また、「活動なくして会員増強なし」という至極当然のことを再認識し、委員会活動、支部活動等を通じて会員企業同士の交流が活発化・多様化することを支援し、ビジネス開拓に有益な情報が得られる機会の提供に取り組む。

第二 主な事業活動

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税の啓発活動・租税教育活動の充実

税務研修会、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、税の広報活動等を引き続き実施する。特に次代を担う小学生に税の重要性を正しく理解し、関心を持ってもらうため、租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実を図る。

なお、今年度も青年部会では市内小学校の「租税教室への講師派遣」を、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を重点施策と位置づけ積極的に推進する。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」、e-Taxの利用推進、ダイレクト納付の推進に努める。

(2) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税法・税務の知識の一層の普及啓発に努める

ため、各種の研修会、経営セミナー、講演会等の開催を計画し、研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行う。

(3) 税に関する広報の充実

税知識の普及啓発を目的として、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用したマイナンバー制度、消費税のインボイス制度、e-TaxやeLTAXの利用推進、改正電子帳簿保存法をはじめとする税法の改正事項等を、広く一般の企業、市民、会員に対し、時宜にかなった情報を発信する。

(4) 税制改正への提言

コロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大で、国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が上積みされ1,000兆円をゆうに超え、地方を含めた長期債務残高は国内総生産(GDP)の2.2倍に達し先進国の中で突出して悪化している。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にあり、これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国の中で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、財政健全化には対応できない。

こうした環境下において地域経済と雇用の担い手である中小企業には、原材料をはじめとした物価の高止まりは大きな重荷になっている。

そこで、中小企業の活性化に資する税制措置として、①法人税率の軽減措置、②中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置、③中小企業等の設備投資支援措置等、健全経営に取り組んでいる企業が立ち行くよう政府による実効性ある支援が求められる。

また、社会保障の安定財源確保と財政健全化に消費税は欠かせないが、事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト面等から課題も多い。

とりわけ、インボイス制度への対応に伴う事業者の事務負担の増加、取引排除等の理由による免税事業者の休廃業に加え、電子帳簿保存法改正による電子データ保存の義務化に対応するための新たな事務負担やコスト増、システム改修や従業員教育等に鑑みると、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

加えて、毎年地震や台風などによる大規模な自然災害が日本各地で発生し、被災者数は従来とは比較にならないほど増加しており、国を挙げて被災地の確実な復旧・復興等に取り組むことはもとより、税制面で雑損控除と切り離れた新たな控除制度の創設が急務である。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努める。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

地域社会への貢献と地域社会の健全な発展を目的とした講演会を実施する。

また、社会貢献活動の一環として行う「AED(自動体外式除細動器)」の公共施設等への寄贈は継続して実施する。

なお、酒まつりで担当する清掃活動等は、当会の活動を広くアピールできる機会でも

あることから継続して参加する。

3 法人会活動を活性化することを目的とする事業

(1) 組織の強化・充実

- イ 公益性拡大の観点から加入率 60%以上を目標とし、金融機関・関係諸団体の協力を得ながら会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。
- ロ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。
- ハ 新入会員や青年部会卒業者の会活動への参画意識の醸成を目的に、半年に1回程度、理事会終了後に新入会員等に対する説明及び懇親の場を設ける。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加えて会員増強を図るため、会報誌「ほうゆう」の発行や当法人会ホームページへの情報掲載等広報活動の充実に取り組む。

(3) 青年部会・女性部会の充実

イ 青年部会

「青年部会のあり方（指針）」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図る。部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣、及び「部会員増強運動」については、今まで以上に積極的に取り組む。

また、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に対する会員の理解を深め、主体的かつ継続的に取り組む。

なお、今年度創立30周年を迎えることから、本年7月に東広島市長を講師に迎えた記念講演、記念式典、祝賀会を開催し、これを機に会員相互の交流を深め、部会活動の活性化に貢献する。

ロ 女性部会

「女性部会のあり方（指針）」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実を図る。

また、全法連女性部会の方針を踏まえたSDGsへの取り組みや税務署長による講演会は女性部会の活動の一つとして定着させるため積極的に取り組む。

なお、本年4月に開催される第18回法人会全国女性フォーラム（広島大会）には積極的に参画し、任された接遇業務には青年部会の支援を受け、呉及び竹原・豊田法人会と共に一致団結して取り組み、これを機に会員相互の交流を深め、部会活動の活性化に貢献する。

(4) 法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業

- イ 環境の変化等を的確に捉え、安定的な成長となるよう協力3社と推進協力を努め、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもとで更なる普及推進を図る。

なお、今年度も組織委員会と合同で会員増強施策や各種事業を行う等協力3社の協業や商品の相互販売を進め推進の拡大を図る。

□ 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰については、支部別の目標件数を設定し、目標を達成した支部に報奨金を贈呈する。

(5) 会員支援事業

会員の企業活動を支援することがひいては法人会活動の活性化に繋がるとの認識の下、今年度も公益社団法人である当会の特色を出しつつ、親会、青年部会、女性部会が一丸となって、会員企業支援のために、出会いの場、交流の機会を設けられるよう努める。

(6) その他

西条税務署管内税務協力団体連絡協議会等他団体が行う諸事業に、積極的に協力・参加し交流を図っていく。